

リフォーム工事計画説明書 (耐久性・可変性)

RC造等共同建て等用 (第一面)

建築物の名称:

・リフォーム工事後において、フラット3Sの技術基準に適合するものであることを確認してください。

確認項目	リフォーム工事計画説明欄			基準適合の確認				
	項目	リフォーム工事計画内容	記載図書					
劣化対策等級	セメント	セメントの種類	ポルトランドセメント(JSR 5210) [普通 中庸熱 低熱 その他] フライアッシュセメント(JSR 5213) 高炉セメント(JSR 5211)	住宅工事仕様書 構造特記仕様書	適 不適			
	コンクリートの品質、施工等	水セメント比	・コンクリートの種類 [普通コンクリート 軽量コンクリート その他] ・水セメント比 (%)	住宅工事仕様書 構造特記仕様書	住宅工事仕様書 構造特記仕様書 立面図	適 不適		
		最小かぶり厚さ	部位	最小かぶり厚さ				
				水セメント比				
			直接土に接しない部分	耐力壁以外の壁又は床			屋内	20 mm 以上 30 mm 以上
							屋外	30 mm 以上 40 mm 以上
		直接土に接する部分	耐力壁、柱、はり又は壁はり	屋内			30 mm 以上 40 mm 以上	
	屋外			40 mm 以上 50 mm 以上				
	設計かぶり厚さ	壁、柱、床、はり基礎はり又は基礎の立上り部分	40 mm 以上 50 mm 以上					
			基礎(立上り部分及び捨てコンクリートの部分を除く)					
* 最小かぶり厚は、外壁の屋外に面する部位にタイル張、モルタル塗、外断熱工法等による処理が施されている場合は屋外側の部分に限り最小かぶり厚さを1cm減ずることができる。 ・外壁仕上げ タイル張 モルタル塗 外断熱工法 その他 ()								
	設計かぶり厚さ	・設計かぶり厚さ - 最小かぶり厚さ + ()mm	住宅工事仕様書 構造特記仕様書					
	スランブ	18m以下 (コンクリ- 品質基準強度 33N/ mm2未満) 21m以下 (コンクリ- 品質基準強度 33N/ mm2以上)	住宅工事仕様書 構造特記仕様書					
	単位水量	() kg/ m3 185 kg/ m3						
	空気量	4~6 % その他 ()						
	コンクリートの充填方法等	・打込・締め固め方法 () 打継ぎ部の処理方法 () 養生方法 ()	住宅工事仕様書 構造特記仕様書					
維持管理対策等級(専用配管)	専用配管	コンクリート内埋め込み配管の有無	・排水管 [無 有] ・給水管 [無 有] ・給湯管 [無 有] ・ガス管 [無 有]	住宅工事仕様書 仕上表 平面図	適 不適			
		他の住戸の専用部内の設置の有無	・排水管 [無 有] ・給水管 [無 有] ・給湯管 [無 有] ・ガス管 [無 有]					
	地中埋設管	地中埋設管上のコンクリート打設の有無	・排水管 [無 有] ・給水管 [無 有] ・給湯管 [無 有] ・ガス管 [無 有]	住宅工事仕様書 仕上表 平面図	適 不適			
		排水管の性状等(継ぎ手及びヘッダーを含む。)	平滑である(仕様等:) その他()			住宅工事仕様書	適 不適	
	設置状態	たわみ抜け等が生じないように設置措置() その他()						

リフォーム工事計画説明書 (耐久性・可変性)

RC造等共同建て等用 (第二面)

確認項目	リフォーム工事計画説明欄			基準適合の確認	
	項	目	リフォーム工事計画内容		
維持管理対策等級 (共用配管)	共用配管	コンクリート内埋め込み配管	・排水管 [無 有] ・給水管 [無 有] ・給湯管 [無 有] ・ガス管 [無 有]	住宅工事仕様書 適 不適	
	地中埋設管	地中埋設管上のコンクリート打設	・排水管 [無 有] ・給水管 [無 有] ・給湯管 [無 有] ・ガス管 [無 有] 条例等の規定により凍結防止のため配管埋設が定められている地域	住宅工事仕様書 適 不適	
	共用排水管	排水管の清掃措置、掃除口の点検措置	・共用立管の掃除口 最上階又は屋上、最下階及び3階以下ごとの中間階又は15m以下ごとに設置	住宅工事仕様書 配置図 平面図 矩計図 設備図	適 不適
			・横主管の掃除口 15m以内ごとであって、管の掃除に管の清掃に支障が生じやすい部分がある場合にあっては、支障なく清掃が行える位置に設置		
	共用排水管の性状等 (継手及びヘッダーを含む)	排水管等の内面	平滑である (仕様等:) その他 ()	住宅工事仕様書	適 不適
		設置状態	たわみ抜け等が生じないように設置措置 () その他 ()		
	配管点検口	排水管と専用配管の接合部及びバルブ	・接合部の位置 () 点検措置 (露出 開口)	住宅工事仕様書 平面図 設備図	適 不適
			・接合部の位置 () 点検措置 (露出 開口)		
			・接合部の位置 () 点検措置 (露出 開口)		
			・接合部の位置 () 点検措置 (露出 開口)		
構造躯体	躯体天井高	・躯体天井高 (mm以上)	住宅工事仕様書 矩計図	適 不適	
	住戸専用部の構造躯体の壁または柱	・住戸専用部の構造躯体で間取変更の障害となりうるもの 無 有 (壁 柱)	住宅工事仕様書 平面図	適 不適	

平成12年建設省告示第134号第1第2項第3号口の規定に適合する高強度プレストレストコンクリート製の部分及び同号八の規定に適合する遠心力鉄筋コンクリート製の部分については、劣化対策等級における基準に適合させる必要はありません。

注1)フラット35S (優良な住宅基準 (耐久性・可変性))に関する基準は、次のとおりです。

劣化対策等級・・・等級3

維持管理対策等級 (専用配管)・・・等級2又は等級3

維持管理対策等級 (共用配管)・・・等級2又は等級3

更新対策 (住戸専用部)・・・躯体天井高が2.5m以上であること

住戸専用部の構造躯体で間取り変更の障害となりうるものがないこと

注2)重ね建て及び連続建ての場合においては、こちらの書式を活用してください。

注3)太枠で囲われた欄は、設計者等が記入してください。なお、この欄に記載されている事項は、必要な範囲内で、個別の検査において変更することができます。

注4)書式内の欄に記載事項が入らない場合は、別添用紙を用いることができます。この場合にあっては、別添用紙に番号等を付し、該当する欄に当該番号欄を記載してください。

<用語の解説>

躯体天井高: 住戸専用部の構造躯体等の床版等に挟まれた空間の高さをいいます。住戸の構造躯体である床版等の上面から上階の構造躯体等である床版等の下面までの空間の内法高さが躯体天井高となります。